

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

道路法施行令の一部改正（平成23年10月19日公布、平成23年10年20日施行）に伴い、墨田区道路占用料等徴収条例第2条別表中占用物件の根拠法令を改正する。

2 改正内容

占 用 物 件			単 位	占用料
令第7条第6号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	A×0.006
		階数が2のもの		A×0.008
		階数が3のもの		A×0.011
		階数が4以上のもの		A×0.012
	その他のもの	A×0.024		
令第7条第7号に掲げる施設並びに同条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）	建築物	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	A×0.006
		階数が2のもの		A×0.008
		階数が3のもの		A×0.011
		階数が4以上のもの		A×0.012
	その他のもの	A×0.006		
令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	A×0.011
	その他のもの			A×0.024
令第7条第10号に掲げる器具			占用面積1㎡につき1年	A×0.024
令第7条第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	A×0.006
		階数が2のもの		A×0.008
		階数が3のもの		A×0.011
		階数が4以上のもの		A×0.012
	その他のもの	A×0.024		

*法=道路法、令=道路法施行令

*Aは、近傍類似の土地の時価を表すもの

3 施行日

公布の日からとする。